議案第９号

海老名市行政手続条例の一部改正について

海老名市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年２月２４日提出

海老名市長　　内　野　　優

提案理由

行政手続法の改正に鑑み、聴聞及び弁明の機会の付与の通知における公示送達の方法を改めたいため

海老名市行政手続条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続条例（平成９年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を海老名市公告式条例（昭和３０年条例第３号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１５条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２１条第３項中「第１４条第３項」の次に「及び第４項」を、「同条第３項」の次に「及び第４項」を、「参加人」と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２８条中「第１４条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項」を「同条第４項中「第１項」に、「同条第３号」を「第２７条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１４条第３項後段」を「第１４条第４項後段」に改める。

第３６条第４項中「第３７条第１項」を「第３８条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年５月２１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の海老名市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第１４条第３項及び第４項（これらの規定を新条例第２１条第３項（新条例第２４条後段において準用する場合を含む。）及び第２８条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。